

○東海国立大学機構契約職員，パートタイム勤務職員，医員，医員（研修医）及び非常勤講師等の給与に関する規程

（令和2年4月1日機構規程第58号）

（趣旨）

第1条 東海国立大学機構契約職員就業規則（令和2年度機構規則第3号。以下「契約職員就業規則」という。）第15条，東海国立大学機構パートタイム勤務職員就業規則（令和2年度機構規則第4号。以下「パート職員就業規則」という。）第15条，東海国立大学機構医員及び医員（研修医）就業規則（令和2年度機構規則第5号。以下「医員及び医員（研修医）就業規則」という。）第14条，第20条及び第21条及び東海国立大学機構非常勤講師等就業規則（令和2年度機構規則第6号。以下「非常勤講師等就業規則」という。）第14条の規定に基づく東海国立大学機構（以下「機構」という。）に勤務する契約職員，パートタイム勤務職員並びに医員，医員（研修医）及び非常勤講師等（以下「契約職員等」という。）の給与に関する事項は，この規程の定めるところによる。

（日給，時間給又は年俸額の決定）

第2条 契約職員等の日給，時間給又は年俸額は，次に掲げるとおりとする。

一 一般職本給表に相当する契約職員等については，次に掲げる職員の基本給の区分に応じて，イ，ハ及びニに掲げる表に定める額又はロに掲げる額

イ 岐阜大学に勤務する基本給が日給又は時間給となる契約職員等 別表第1「岐阜大学一般職本給表相当の基準単価表」

ロ 岐阜大学に勤務する基本給が時間給となるパートタイム勤務職員（イに掲げる者を除く。） 職員の学歴・研究歴，予算等に応じて，東海国立大学機構職員給与規程（令和2年度機構規程第54号。以下「職員給与規程」という。）に定める基準に準じて算出された本給相当額及び地域手当を基礎として次に掲げる算式により算出した額（10円未満の端数は切り捨てる。）により，部局長等が決定する額

$$(\text{本給} + \text{本給の調整額} + \text{地域手当}) \times 12 / (52 \times 38.75)$$

ハ 名古屋大学に勤務する基本給が時間給となるパートタイム勤務職員 別表第2「名古屋大学一般職本給表相当の基準単価表」

ニ 基本給が年俸となる契約職員 別表第3「一般職本給表相当の基準年俸額表」

二 契約職員就業規則第11条第2項第1号及びパート職員就業規則第11条第2項第1号に規定する者のうち，マネジメント能力に秀でていと認められる者及び特に秀でた技術又は技能を有すると認められる者については，機構長がその者の所属する部局等の長と協議の上決定する額

三 医療職本給表に相当するパートタイム勤務職員については，次に掲げる職員の基本給の区分又は職員の区分に応じて，イ及びハに掲げる表に定める額又はロに掲げる額

イ 岐阜大学に勤務するパートタイム勤務職員のうち，医学部附属病院の勤務でない保健師及び看護師業務に従事するパートタイム勤務職員 別表第4「岐阜大学医療職本給表相当の基準単価表」

ロ 岐阜大学に勤務するパートタイム勤務職員 職員の学歴・研究歴，予算等に応じて，職員給与規程に定める基準に準じて算出された本給相当額及び地

域手当を基礎として次に掲げる算式により算出した額(10円未満の端数は切り捨てる。)により、部局長等が決定する額

(本給+本給の調整額+地域手当)×12/(52×38.75)ただし、この算式により難しい場合、別に定めることができる。

ハ 名古屋大学に勤務するパートタイム勤務職員 別表第5「名古屋大学医療職本給表相当の基準単価表」

四 教育職本給表に相当する契約職員等については、次に掲げる職員の基本給の区分又は職員の区分に応じて、イに掲げる表に定める額又はロからへまでに掲げる額

イ 岐阜大学に勤務する基本給が時間給となるパートタイム勤務職員 別表第6「岐阜大学教育職本給表相当の基準単価表」

ロ 岐阜大学に勤務する基本給が日給となる契約職員等(第2条第4項第1号イを除く) 職員の学歴・研究歴、予算等に応じて、職員給与規程に定める基準に準じて算出された本給相当額、地域手当及び第5条第2項により算出した退職手当相当額を基礎として次に掲げる算式により算出した額(10円未満の端数は切り捨てる。)により、部局長等が決定する額

(本給+本給の調整額+地域手当)×12+退職手当相当額)×7.75/(52×38.75)

ハ 岐阜大学に勤務する基本給が時間給となるパートタイム勤務職員(イに掲げる者を除く。) 職員の学歴・研究歴、予算等に応じて、職員給与規程に定める基準に準じて算出された本給相当額及び地域手当を基礎として次に掲げる算式により算出した額(10円未満の端数は切り捨てる。)により、部局長等が決定する額

(本給+本給の調整額+地域手当)×12/(52×38.75)

ニ 岐阜大学に勤務する基本給が年俸となる契約職員 東海国立大学機構岐阜大学年俸制適用職員給与規程(令和2年度機構規程第55号。以下「岐阜大学年俸制適用職員給与規程」という。)第4条第1項及び第2項の規定を準用して算定した額により、部局長等が決定する額

ホ 名古屋大学に勤務する基本給が時間給となる契約職員等 職員の学歴・研究歴、予算等に応じて、職員給与規程に定める基準に準じて算出された本給相当額及び地域手当を基礎として次に掲げる算式により算出した額(円未満の端数は切り捨てる。)により、部局長等が決定する額

(本給+地域手当)×12/(52×38.75)

ヘ 名古屋大学に勤務する基本給が年俸となる契約職員 東海国立大学機構名古屋大学年俸制適用職員給与規程(平成17年度規程第114号。以下「名古屋大学年俸制職員給与規程」という。)第4条の規定を準用して算定した額により、部局長等が決定する額

五 医員及び医員(研修医)については、次に掲げる職員の区分に応じて、イ及びロに掲げる表に定める額

イ 岐阜大学に勤務する医員及び医員(研修医) 別表第7「岐阜大学医員及び医員(研修医)」

ロ 名古屋大学に勤務する医員及び医員(研修医) 別表第8「名古屋大学医員及び医員(研修医)の基準単価表」

- 六 非常勤講師，教育指導員，学校医，学校歯科医，学校薬剤師，留学生予備教育教師及び講師については，次に掲げる職員の区分に応じて，イ及びロに掲げる表に定める額
- イ 岐阜大学に勤務する非常勤講師，教育指導員，学校医，学校歯科医及び学校薬剤師 別表第9「岐阜大学非常勤講師等の基準単価表」
 - ロ 名古屋大学に勤務する非常勤講師，学校医，学校歯科医，学校薬剤師及び留学生予備教育教師 別表第10「名古屋大学非常勤講師等の基準単価表」
- 七 スクールカウンセラー，短期非常勤医師及び非常勤産業医については，次に掲げる職員の区分に応じて，イ及びロに掲げる表に定める額
- イ 岐阜大学に勤務するスクールカウンセラー 別表第11「岐阜大学スクールカウンセラーの基準単価表」
 - ロ 名古屋大学に勤務するスクールカウンセラー，短期非常勤医師及び非常勤産業医 別表第12「名古屋大学スクールカウンセラー・短期非常勤医師・非常勤産業医の基準単価表」
- 八 ティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント，スチューデント・アシスタント，外国人留学生チューター，国際交流会館チューター及び学生の身分を有する研究支援員については，次に掲げる職員の区分に応じて，イ及びロに掲げる表に定める額
- イ 岐阜大学に勤務するティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント，スチューデント・アシスタント，外国人留学生チューター，国際交流会館チューター及び研究支援員 別表第13「岐阜大学ティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント，スチューデント・アシスタント，外国人留学生チューター，国際交流会館チューター及び研究支援員の基準単価表」
 - ロ 名古屋大学に勤務するティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント 別表第14「名古屋大学ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの基準単価表」
- 九 名古屋大学に勤務する用務補佐員については，別表第15「名古屋大学用務補佐員の基準単価表」に定める額
- 十 名古屋大学に勤務する薬剤師レジデントについては，別表第3「一般職本給表相当の基準年俸額表」を準用して算定した額により，部局長等が決定する額
- 十一 委員，顧問若しくは参与の職にある者又はこれらに準ずる次に掲げる職にある者については，勤務1日につき，34,200円(その額により難い特別の事情があると機構長が認める場合にあっては，10万円)を超えない範囲内において支給すること。
- イ 審議会等その他調査審議を行う合議によって事を決定する制度の下に置かれる諮問的な職で，幹事，専門調査員又は調査員の名称を有する職を占める者
 - ロ 諮問的な職で，評議員，運営協議員又は客員研究官の名称を有する職を占める者
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか，機構長が定める者
- 十二 前各号までの規定にかかわらず，機構の管理運営等において専門的知識及び経験を必要とする業務を行う者の時間給又は年俸額については，役員会の議を経て，機構長が決定する額

- 2 前項第1号ニに規定する契約職員のうち、別表第3に定める区分が13を超える年俸額に決定する場合については、機構長がその者の所属する部局等の長と協議の上決定する額とする。
- 3 第1項第3号ハに規定するパートタイム勤務職員のうち、職員給与規程第10条に規定する職員と同様の職務を行うものと認められる者については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる職員給与規程第10条第2項に定める調整数に50円を乗じて得た額を、時間給に加算する。
- 4 日給、時間給又は年俸額の変更は、4月に行うものとする。
(育児短時間勤務中の給与)

第3条 東海国立大学機構職員の育児休業等に関する規程(令和2年度機構規程第36号)により育児短時間勤務をしている契約職員のうち基本給が日給又は年俸となる契約職員の日給又は年俸の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 基本給が日給となる契約職員 1日の勤務時間が7時間45分未満の勤務日については、その者の日給を7時間45分で除して得た額に当該勤務日の勤務時間数を乗じて得た額
- 二 基本給が年俸となる契約職員 その者の年俸の月額に東海国立大学機構契約職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年度機構規程第32号)第3条第2項の規定により定められた当該者の1週間当たりの勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額

(給与相当額の減額)

第4条 契約職員、医員(研修医)及びパートタイム勤務職員が定められた勤務時間内において勤務しなかった場合(有給の休暇及び労働義務免除期間として取り扱われる場合を除く。)は、当該勤務しなかった時間分に相当する給与を支給しない。

- 2 基本給が年俸となる契約職員の給与相当額の減額は、職員給与規程第49条の規程に準じて行う。
(期末手当、勤勉手当及び退職手当の取扱い)

第5条 第2条に規定する岐阜大学に勤務する基本給が日給となる契約職員に期末手当及び勤勉手当を支給する場合におけるその者の本給相当額は、別表第1にそれぞれ対応する級・号給及び教育職本給表に相当する契約職員については、第2条第1項第4号ロにより算出された本給相当額を基礎とし、職員給与規程第5条第2項に規定する別表に定める額とする。

- 2 第2条に規定する岐阜大学に勤務する基本給が日給となる契約職員の退職手当相当額とは、前項で定める本給相当額を基礎として次に掲げる算式により算出した額(円未満の端数は切り捨てる。)とする。

$(\text{本給} + \text{本給の調整額}) \times 30 / 100$

- 3 名古屋大学に勤務する医員(研修医)に退職手当を支給する場合におけるその者の本給相当額は、第2条第1項第5号ロに規定する額に21を乗じて得た額とする。
(報奨金)

第6条 岐阜大学に勤務する副園長及び保育士には、報奨金を支給することができる。

2 前項の報奨金の支給対象者及び支給額は、子ども・子育て支援新制度(施設型給付費等)による給付金の多寡及び職員の経験年数等により、毎年度保育園長が決定する。

3 毎年度4月の給与の支給日に支給する。

(職員給与規程等の準用)

第7条 この規程に定めるもののほか、基本給が日給又は時間給となる契約職員等の給与の決定、支給等に関する事項は、職員給与規程を準用する。

2 この規程に定めるもののほか、基本給が年俸となる契約職員の給与の支給等に関する事項は、岐阜大学年俸制適用給与規程又は名古屋大学年俸制職員給与規程を準用する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 機構の成立の際、契約職員就業規則附則第2項、パート職員就業規則附則第2項、医員及び医員(研修医)就業規則附則第2項及び非常勤講師等就業規則第2項により契約職員等となった者(第4項の規定の適用を受ける職員を除く。以下「無期雇用等職員」という。)の日給、時間給又は年俸額は、別に労働条件通知書が交付されない限り、機構の成立の日において、第2条に定める額によるものとする。

3 機構の成立の際、契約職員就業規則附則第3項、パート職員就業規則附則第4項、医員及び医員(研修医)就業規則第3項及び非常勤講師等就業規則第3項の適用を受ける契約職員等のうち、機構の成立の日の前日から引き続いて同一の職に従事する契約職員等となった者(無期雇用等職員を除く。)についての別表第2(第2条第1項第1号ハ関係)名古屋大学一般職本給表相当の基準単価表備考第1項、別表第5(第2条第1項第3号ハ関係)名古屋大学医療職本給表相当の基準単価表備考第1項及び別表第15(第2条第1項第9号関係)名古屋大学用務補佐員の基準単価表備考第1項の適用については、「採用された日」とあるのは、「岐阜大学又は名古屋大学に採用された日」と読み替えて適用するものとする

4 前項に規定する者のうち、機構の成立の日の前日において名古屋大学契約職員、パートタイム勤務職員、医員、医員(研修医)及び非常勤講師等の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成31年3月28日規程第136号)附則第2項の適用を受ける者の時間給については、なお従前の例による。

5 機構成立前において国立大学法人岐阜大学又は国立大学法人名古屋大学の職員であった者の機構成立前の期間に係る給与に関する事項は、なお従前の例による。

別表第1(第2条第1項第1号イ関係)

岐阜大学一般職本給表相当の基準単価表

パートタイム勤務職員の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

職員区分	時間給
保安員	1,330円
ナースアシスタント	1,050円
事務補佐員	970円

技術補佐員	
技能補佐員	
臨時用務員	860円

備考

- 平成22年3月31日に在職し、その日以降も引き続き雇用される職員で、同日において上記金額を上回る額を受けていた場合は、同日において受けていた額を10円未満切り捨てた額とする。
- ナースアシスタントは、東海国立大学機構職員本給の調整額支給細則(令和2年度機構細則第27号)第2条に規定する適用区分表第四号に該当する場合は、単価に190円を加算する。
- 予算の都合上、上記により難しい場合は、次表の金額を適用することができる。

職員区分	時間給
事務補佐員 技術補佐員 技能補佐員	860円, 900円

契約職員の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

職員区分	高校卒業後の年 月数	一般職本給表(一)相 当	日給
技術補佐員	0	1-1相当	7,310円
	1	1-5相当	7,540円
	2	1-9相当	7,750円
	3	1-13相当	8,010円
	4	1-17相当	8,300円
	5	1-21相当	8,590円
	6.6	1-24相当	8,990円
	7.6	1-29相当	9,440円
	9	1-33相当	9,790円

備考

- 日給には、地域手当及び退職手当相当額を含む。
- 予算等の事情により、上記単価表の区分の範囲内で下位の区分による単価とすることができる。
- その他、基準単価表により難しい場合は、別途協議することができる。

副園長の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

一般職本給表(一)相当	日給
2-45相当	13,020円

備考 基準単価表により難しい場合は、別途協議することができる。

保育士の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

資格取得後実年 数	一般職本給表(一)相当	時間給	日給
0	1- 9相当	970円	7,750円

1	1-13相当	1,010円	8,010円
2	1-17相当	1,040円	8,300円
3	1-21相当	1,080円	8,590円
4	1-24相当	1,130円	8,990円
5	1-29相当	1,190円	9,440円
6	1-33相当	1,230円	9,790円
7	2-5相当	／	10,130円

備考

- 1 資格取得後実年数が7の区分は主任保育士の職務を附加された者に適用する。
- 2 保健師免許、看護師免許及び准看護師免許(以下「保健師免許等」という。)を有する者を保育園に勤務させる場合の資格取得日は、保健師免許等の取得日とする。
- 3 予算等の事情により、上記単価表の区分の範囲内で下位の区分による単価とすることができる。
- 4 その他基準単価表により難しい場合は、別途協議することができる。
- 5 次の表に掲げる職務を付加された職員は、業務の特殊性を勘案し、その区分による職務加算をすることができる。

保育士の職務加算表

職務付加	単価(月額)
副主任保育士	40,000円
クラス主任保育士	5,000円～39,500円
職務分野リーダー	

備考

- 1 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の職務加算はしない。
- 2 クラス主任保育士及び職務分野リーダーの加算額は、子ども・子育て支援新制度(施設型給付費等)による給付金の多寡によって、その都度保育園長が見直し、決定することができる。

動物看護師の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

動物看護師業務経験年数	時間給
2年未満	860円
2年以上3年未満	920円
3年以上4年未満	1,000円
4年以上5年未満	1,100円
5年以上	動物病院長が個別に定める

備考 業務の特殊性又は勤務成績等により、上記に定める時間給により難しい場合、動物病院長が個別に定めることできる。

別表第2(第2条第1項第1号ハ関係)

名古屋大学一般職本給表相当の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

--	--

本給表区分

日給及び時間給

	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
一般職本給表(一)相当者	1,060円	1,100円	1,140円	1,180円	1,250円
一般職本給表(二)相当者	1,160円	1,210円	1,250円	1,290円	1,330円
一般職本給表(一)相当者(特に必要と認められた者)	1,340円				
一般職本給表(二)相当者(特に必要と認められた者)	1,550円				

備考

- この表に掲げる1期目とは、採用された日から2期目の前日までの期間、2期目とは採用された日から1年を経過した後の最初の4月1日からの期間、3期目とは採用された日から2年を経過した後の最初の4月1日からの期間、4期目とは採用された日から3年を経過した後の最初の4月1日からの期間、5期目とは採用された日から4年を経過した後の最初の4月1日からの期間をいう。
- この表の適用を受ける職員が、職員給与規程第10条の規定に定める職員と同様の職務を行うものと認められる者については、契約職員にあつては240円、パートタイム勤務職員にあつては30円にその者に係る調整数を乗じて得た額を日給又は時間給の額に加算する。
- この表に掲げる特に必要と認められた者とは、高度な知識、資格及び実務経験を必要とする職に採用される者をいい、必要に応じて、適用することができる。ただし、部局内において、不公平が生じないように部局の責で、十分に審査し運用するものとする。

別表第3(第2条第1項第1号ニ関係)

一般職本給表相当の基準年俸額表

(令和2年4月1日現在)

区分	基準年俸額	月額
1	2,520,000円	210,000円
2	2,700,000円	225,000円
3	2,880,000円	240,000円
4	3,060,000円	255,000円
5	3,240,000円	270,000円
6	3,420,000円	285,000円
7	3,600,000円	300,000円
8	3,780,000円	315,000円
9	3,960,000円	330,000円
10	4,140,000円	345,000円
11	4,320,000円	360,000円
12	4,500,000円	375,000円
13	4,680,000円	390,000円
14	4,860,000円	405,000円
15	5,040,000円	420,000円
16	5,220,000円	435,000円

17	5,400,000円	450,000円
18	5,580,000円	465,000円
19	5,760,000円	480,000円
20	5,940,000円	495,000円
21	6,120,000円	510,000円
22	6,300,000円	525,000円
23	6,480,000円	540,000円
24	6,660,000円	555,000円
25	6,840,000円	570,000円
26	7,020,000円	585,000円
27	7,200,000円	600,000円
28	7,380,000円	615,000円
29	7,560,000円	630,000円
30	7,740,000円	645,000円
31	7,920,000円	660,000円
32	8,100,000円	675,000円
33	8,280,000円	690,000円
34	8,460,000円	705,000円
35	8,640,000円	720,000円
36	8,820,000円	735,000円
37	9,000,000円	750,000円

備考 新たに年俸額を決定する場合は、雇用する者に対する当該年度の予算を勘案して、この表に掲げる区分に応じた基準年俸額から、決定することができる。

別表第4(第2条第1項第3号イ関係)
 岐阜大学医療職本給表相当の基準単価表
 保健師の基準単価表
 (令和2年4月1日現在)

免許取得後実年数	時間給			
	大学4卒		短大3卒	
0	2-11相当	1,340円	2-5相当	1,260円
1	2-15相当	1,370円	2-9相当	1,320円
2	2-19相当	1,410円	2-13相当	1,350円
3	2-23相当	1,450円	2-17相当	1,390円
4	2-27相当	1,490円	2-21相当	1,420円
5	2-31相当	1,520円	2-25相当	1,460円
6	2-35相当	1,550円	2-29相当	1,510円
7	2-39相当	1,580円	2-33相当	1,540円
8	2-43相当	1,600円	2-37相当	1,560円
9	2-47相当	1,620円	2-41相当	1,590円
10	2-51相当	1,640円	2-45相当	1,610円
11	2-55相当	1,680円	2-49相当	1,630円

12	2-59相当	1,710円	2-53相当	1,660円
13	2-63相当	1,750円	2-57相当	1,690円
14	/	/	2-61相当	1,730円

看護師の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

免許取得後実年数	時間給			
	短大3卒		短大2卒	
0	2-5相当	1,260円	2-1相当	1,210円
1	2-9相当	1,320円	2-5相当	1,260円
2	2-13相当	1,350円	2-9相当	1,320円
3	2-17相当	1,390円	2-13相当	1,350円
4	2-21相当	1,420円	2-17相当	1,390円
5	2-25相当	1,460円	2-21相当	1,420円
6	2-29相当	1,510円	2-25相当	1,460円
7	2-33相当	1,540円	2-29相当	1,510円
8	2-37相当	1,560円	2-33相当	1,540円
9	2-41相当	1,590円	2-37相当	1,560円
10	2-45相当	1,610円	2-41相当	1,590円
11	2-49相当	1,630円	2-45相当	1,610円
12	2-53相当	1,660円	2-49相当	1,630円
13	/	/	2-53相当	1,660円

備考 予算等の事情により、上記単価表の区分の範囲内で下位の区分による単価とすることができる。

別表第5(第2条第1項第3号ハ関係)

名古屋大学医療職本給表相当の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

本給表区分	時間給				
	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
医療職本給表(一)相当者 医療職本給表(二)相当者	1,390円	1,430円	1,470円	1,510円	1,550円
医療職本給表(一)相当者 医療職本給表(二)相当者(特に必要と認められた者)	1,640円				

- この表に掲げる1期目とは、採用された日から2期目の前日までの期間、2期目とは採用された日から1年を経過した後の最初の4月1日からの期間、3期目とは採用された日から2年を経過した後の最初の4月1日からの期間、4期目とは採用された日から3年を経過した後の最初の4月1日からの期間、5期目とは採用された日から4年を経過した後の最初の4月1日からの期間をいう。
- この表に掲げる特に必要と認められた者とは、高度な知識、資格及び実務経験を必要とする職に採用される者をいい、必要に応じて、適用することができる。ただし、部局内において、不公平が生じないよう部局の責で、十分に審査し運用するものとする。

別表第6(第2条第1項第4号イ関係)
 岐阜大学教育職本給表相当の基準単価表
 非常勤研究員の基準単価表
 (令和2年4月1日現在)

職員区分	時間給	備考
研究機関研究員	6,000円	博士課程修了者を教育職本給表(一)助教に採用した場合(2級31号給)の額を基に決定。

特任教員の基準単価表
 (令和2年4月1日現在)

職員区分	号給	時間給
特任助教	1	1,210円
	2	1,500円
	3	1,830円
	4	1,960円
	5	2,090円
特任講師	1	1,570円
	2	1,900円
	3	2,180円
	4	2,380円
	5	2,510円
特任准教授	1	1,870円
	2	2,240円
	3	2,460円
	4	2,610円
	5	2,730円
特任教授	1	1,960円
	2	2,420円
	3	2,640円
	4	2,850円
	5	3,040円
	6	3,190円

獣医師(非常勤)の基準単価表

獣医師診療業務経験年数	時間給	備考
2年未満	1,200円	大学(獣医学)卒業者を教職本給表(一)助手に採用した場合(1級25号給)の額を基に決定
2年以上3年未満	1,400円	大学(獣医学)卒業後2年の者を教職本給表(一)助教に採用した場合(2級21号給)の額を基に決定
3年以上4年未満	1,500円	以下, 上記と同様に決定
4年以上5年未満	1,600円	
5年以上	個別に定める	

別表第7(第2条第1項第5号イ関係)
 岐阜大学医員及び医員(研修医)の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

職員区分		単価	
医員	医籍登録日から10年以上の者	時間給	2,200円
	調整額支給対象者		2,280円
	医籍登録日から5年以上10年未満の者		2,070円
	調整額支給対象者		2,150円
医員(研修医)	医籍登録日から5年未満の者	日給	1,980円
	調整額支給対象者		2,060円
医員(研修医)		日給	10,000円

備考

- 1 調整額支給対象者とは、精神科、高次救命治療センター、新生児集中治療部、手術部所属の者とする。
- 2 医師国家試験合格後医籍登録日前に、医師の業務に直接関係のある業務に従事した経歴を有するものについては、医籍登録日後の年数に加えることができる。

別表第8(第2条第1項第5号ロ関係)

名古屋大学医員及び医員(研修医)の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

職員区分	単価	
医員	時間給	1,590円
医員(研修医)	日給	10,608円

別表第9(第2条第1項第6号イ関係)

岐阜大学非常勤講師等の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

区分		時間給	経験年数				
			4大卒後の年数	修士修了, 6大卒後の年数	博士修了後の年数	6大卒博士修了後の年数	
非常勤講師	学外講師	教職本給表(一)3級29号給以上	6,000円	16.0~	10.0~	5.0~	3.0~
		教職本給表(一)3級28号給以下	5,000円	上記以外	上記以外	上記以外	上記以外
	附属学校	教職本給表(三)1級37号給以上	3,500円	3.0~	0.0~	0.0~	0.0~
		教職本給表(三)1級9号給~1級36号給	2,400円	上記以外	/	/	/
	学内講師(教員養成実地指導)		2,700円	/	/	/	/
教育指導員		2,600円	/	/	/	/	

学校医 学校歯科医	医療職本給表 (一)2級1号俸以上	2,300 円	/	6.0~	/	2.0~
	医療職本給表 (一)2級に格付けできない者	1,800 円	/	2.0~	/	0.0~
学校薬剤師	医療職本給表 (二)3級29号給	1,650 円	17.0~	15.0~	12.0~	/

備考

- 1 医療職本給表(一)・医療職本給表(二)は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の俸給表を使用する。
- 2 学校医で職員以外の者は非常勤講師と同一単価にできることとする。

別表第10(第2条第1項第6号ロ関係)

名古屋大学非常勤講師(大学)の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

種別	区分	時間給
大学	学外者	6,000円
	附属学校教員	3,000円

非常勤講師(客員)基準単価表

(令和2年4月1日現在)

学歴	経験年数					
	~14.5	~19.11	~22.11	~25.11	~28.11	29.0~
短大卒	~12.11	~16.11	~19.11	~22.11	~25.11	26.0~
大卒	~8.11	~14.11	~17.11	~20.11	~23.11	24.0~
博士(前期)修了, 医大卒	~4.11	~11.11	~14.11	~17.11	~20.11	21.0~
博士(後期)修了	~2.11	~10.11	~13.11	~16.11	~19.11	20.0~
医大卒後の博士修了	3-13	3-29	3-45	3-57	3-69	3-81
級・号給	8,437	9,390	10,234	10,738	11,152	11,374
単価(円)						

備考

- 1 経験年数は、給与決定の基礎となる学歴取得後の年数とする。
- 2 経験年数を算定する場合の終期は、採用する年度の前年度末日とする。
- 3 単価は、当該の者に対する労災保険料の支払額及び当該年度の予算を勘案して決定することができる。

非常勤講師(附属学校)の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

種別	時間給
附属学校	3,800円

学校医・学校歯科医・学校薬剤師・留学生予備教育教師の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

種別	時間給
学校医・学校歯科医	3,600円
学校薬剤師	926円
留学生予備教育教師	3,800円

別表第11(第2条第1項第7号イ関係)
 岐阜大学スクールカウンセラーの基準単価表
 (令和2年4月1日現在)

職員区分	時間給
スクールカウンセラー	5,000円

備考 岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規定を準用する。

別表第12(第2条第1項第7号ロ関係)
 名古屋大学スクールカウンセラー・短期非常勤医師・非常勤産業医の基準単価表
 (令和2年4月1日現在)

種別	時間給
スクールカウンセラー	5,000円
短期非常勤医師	1,500円 4,500円 (専門医の資格を有している者), 7,500円 (特に必要と認められた者)
非常勤産業医	7,500円

備考 この表に掲げる特に必要と認められた者とは、高度な知識及び実務経験を持つ者であって、名古屋大学医学部附属病院への貢献度等を総合的に勘案の上、名古屋大学医学部附属病院の責で、十分に審査し時間給を決定された者とする。

別表第13(第2条第1項第8号イ関係)
 岐阜大学ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、スチューデント・アシスタント、外国人留学生チューター、国際交流会館チューター及び研究支援員の基準単価表
 (令和2年4月1日現在)

	区分	時間給
ティーチング・アシスタント	修士課程(博士前期課程)在学者	1,100円
	博士課程(博士後期課程)在学者	1,200円
リサーチ・アシスタント	博士課程(博士後期課程)在学者	1,300円
スチューデント・アシスタント	在学者(原則2年次以上の学部学生)	970円
外国人留学生チューター, 国際交流会館チューター	学部(1~4年)在学者	1,000円
	学部(5~6年)在学者, 修士課程(博士前期課程)在学者	1,100円
	博士課程(博士後期課程)在学者	1,200円
研究支援員	博士課程(博士後期課程)在学者	1,300円

備考 予算の都合上、上記により難しい場合は、次表の金額を適用することができる

	区分	時間給
スチューデント・アシスタント	在学者(原則2年次以上の学部学生)	900円, 860円
外国人留学生チューター, 国際交流会館チューター	学部(5~6年)在学者, 修士課程(博士前期課程)在学者	1,000円
	博士課程(博士後期課程)在学者	

	1,100円, 1,000円
--	----------------

別表第14(第2条第1項第8号ロ関係)

名古屋大学ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの基準単価表

(令和2年4月1日現在)

職員区分	時間給
ティーチング・アシスタント(博士後期課程(医学系研究科にあっては博士課程, 5年一貫制課程にあっては, 第3年次から第5年次までに在学する学生))	1,500円
ティーチング・アシスタント(上記以外)	1,300円
リサーチ・アシスタント	1,500円

別表第15(第2条第1項第9号関係)

名古屋大学用務補佐員の基準単価表

(令和2年4月1日現在)

区分	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目
時間給	926円	936円	946円	956円	966円	976円

備考

- この表に掲げる1期目とは、採用された日から2期目の前日までの期間、2期目とは採用された日から1年を経過した後の最初の4月1日からの期間、3期目とは採用された日から2年を経過した後の最初の4月1日からの期間、4期目とは採用された日から3年を経過した後の最初の4月1日からの期間、5期目とは採用された日から4年を経過した後の最初の4月1日からの期間、6期目とは採用された日から5年を経過した後の最初の4月1日以後の期間をいう。
- 愛知県の最低賃金額が改正された場合に、当該改正後の最低賃金額がこの表のいずれかの時間給の額を上回るときは、当該改正後の最低賃金額以下となる時間給の区分を決定された用務補佐員の時間給について、当該改正の効力が発生した日から、当該改正後の最低賃金額を適用するものとする。